

質問回答

NO.	質問	回答
1	本業務（令和８年度プラスチックの資源循環等に係るモデル事業支援等業務）はモデル事業の実施支援をおこなうものであり、モデル事業の実施自体は業務外（ただし、仕様書記載の実施支援は実施するもの）との理解で間違いないか。	モデル事業の実施主体は応募事業者ですが、仕様書の記述の通り問合せの対応、進捗会議、現地視察の実施等については業務に含まれます。ただしモデル事業の結果について請負者が責任を追うものではありません。
2	モデル事業実施には廃掃法における許認可等が必要になると考えられるが、モデル事業の実施は採択モデル事業を実施する事業者が担うものであるため、本業務の採択事業者は廃掃法における許認可等の取得は不要との理解で間違いないか。	採択事業が一律に廃掃法の許認可が不要ではなく、平成18年03月31日付環廃産発060331001号通知内の第二における”産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について”にあたる考えており、必要な手続きはこの通知に従い都道府県に行くことを前提としています。
3	本業務の受託者と採択モデル事業を実施する事業者との契約内容は、モデル事業実施にかかる費用の支払いに係る契約のみでありモデル事業の実施そのものは含まれないという理解で問題ないか。	請負者は、モデル事業の実施にあたり実施内容の詳細情報を得ることになるので採択事業者とは、費用の支払いに係る契約だけでなく機密保持についても契約が必要と考えます。